

高圧ガス設備等における 耐震基準等の見直しについて

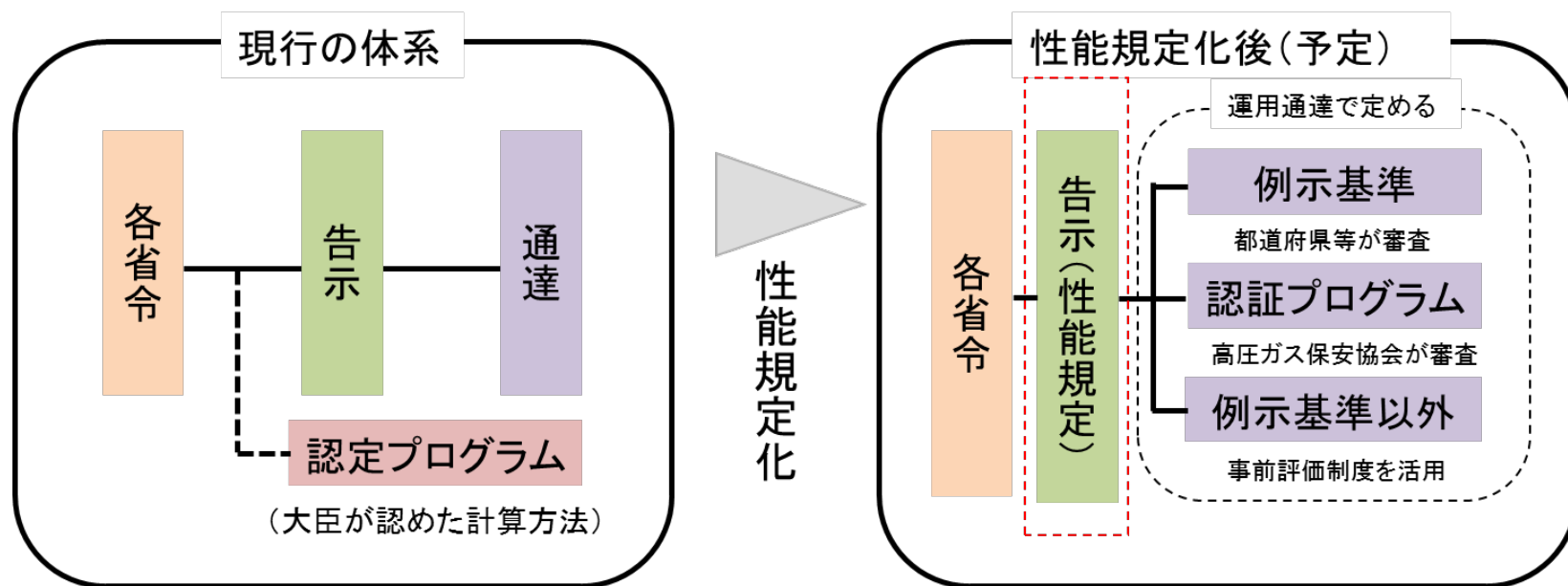
平成30年11月1日

経済産業省 産業保安グループ[°]

高圧ガス保安室

1 耐震基準の性能規定化（最新の知見・技術の取り込み）

- 現在、高圧ガス設備等は高さや処理能力等に応じた耐震設計が義務付けられ、耐震性能の評価方法等は具体的に告示で定められている。
- 東日本大震災以降、最新の知見に基づく地震の規模想定や被害想定は個別の地域によって異なっており、耐震基準は地域ごとの画一的な基準から、設備設置場所ごとの個別の基準への対応が求められている。
- よって、今後最新の知見を柔軟に取り入れることができるように性能規定化を行う。
(省令等改正 平成30年11月公布予定 平成31年9月施行予定)



- **設備設置場所の適切な基準の活用**を可能とし、硬直的な耐震基準を解消。
- 新たな知見、新技術の導入が可能となり**耐震性能に関する技術力の向上**を促進。

2 大規模地震及び津波に係る対策の記述を危害予防規程へ追加

- 第一種製造者は災害時や災害発生防止のための保安活動について危害予防規程に定め、都道府県知事等に届け出ることとしている。
 - ①大規模地震に対する対策事項
⇒今後発生が予測される**大規模地震に対する防災・減災対策**を危害予防規程に追加
 - ②津波に対する対策事項
⇒津波による様々な被害を減災するため**津波が想定される区域において津波対策**を危害予防規程に追加

具体的な条項追加例

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定（同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。）が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

津波による浸水が想定される区域

